

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定に向けた今後の進め方（案）

令和元年

9月13日（金）

日本語教育推進会議（第1回） 開催

以降、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下、「基本方針」という。）等に向け、日本語教育推進関係者会議において意見を聴くとともに、日本語教育推進会議幹事会において調整を行う。

令和2年

6月頃

日本語教育推進会議（第2回） 開催

・基本方針（案）の取りまとめ

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」の項目（案）

第1 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

- (1) 目的（第1条関係）
- (2) 基本理念（第3条関係）
- (3) 国の責務（第4条関係）
- (4) 連携の強化（第7条関係）
- (5) 法制上の措置等（第8条関係）
- (6) 資料の作成及び公表（第9条関係）

第2 日本語教育の推進の内容に関する事項

【日本語教育の機会の拡充】

- (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育（第12条関係）
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育（第13条関係）
- (3) 外国人等である被用者等に対する日本語教育（第14条関係）
- (4) 難民に対する日本語教育（第15条関係）
- (5) 地域における日本語教育（第16条関係）
- (6) 国民の理解と関心の増進（第17条関係）
- (7) 海外における外国人等に対する日本語教育（第18条関係）
- (8) 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育（第19条関係）

【日本語教育の水準の維持向上等】

- (9) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上（第20条）
- (10) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等（第21条）
- (11) 教育課程の編成に係る指針の策定等（第22条関係）
- (12) 日本語能力の評価（第23条関係）

【日本語教育に関する調査研究等】

- (13) 日本語教育に関する調査研究等（第24条関係）
- (14) 日本語教育に関する情報の提供等（第25条関係）

第3 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- (15) 日本語教育推進会議関係（第27条関係）
- (16) 検討事項関係（附則第2条関係）